

「高さ指定道路」とは？

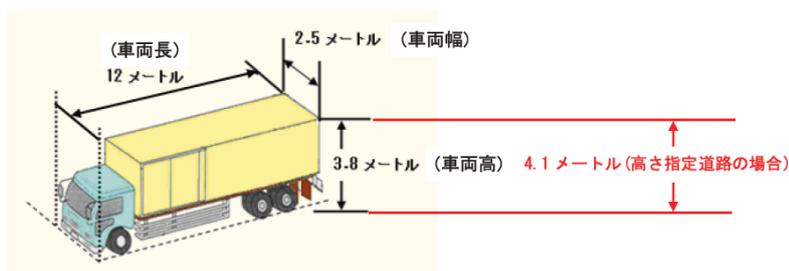
道路管理者が道路の構造の保全および交通の危険防止上支障がないと認めて指定した道路であり、高さの一般的制限値を 4.1 メートルとする道路のことです。

■ 一般的制限値



車両制限令で扱う一般的制限値は、車両の幅、高さ、長さおよび総重量によって数値が決められています。具体的な内容は、以下のとおりになります。

□ 車両の幅・長さ・高さ



車両高を 3.8m まで認めている道路と 4.1m まで認めている道路があります。
なお、4.1m まで認めている道路のことを高さ指定道路と呼んでいます。



※上記「一般的制限値」を超える車を通行させることは、道路構造の保全と交通の危険防止の理由から原則として禁止されています。道路管理者がやむを得ないと認めたときに限り、その通行を許可することとしています。

詳しくは、[こちら](http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000004.html) <http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000004.html>
(国土交通省関東地方整備局 特殊車両通行許可制度について)